

藝位記	
族籍位勲功爵	
氏名	
右藝位審査會ニ於テ 工術ニ関スル藝	
位ヲ授クヘキ藝能アリト認メタリ 仍テ	
年勅令第 號ニ依リ茲ニ ノ藝位ヲ授ク	
— 省 —	— 年 —
— 月 —	— 日 —
印	
割印番号	
文部大臣位勲功爵氏名印	

③ 東京美術学校改革運動

(一) 改革運動の発端・風紀取締り

大正五年の東京美術学校改革運動については本校年報、『東京美術学校校友会月報』等の公式、準公式記録には一切記載されていないが、当時の諸新聞、諸雑誌が大きくこれを採り上げており、また、卒業生委員対正木直彦校長の質疑応答記録（尾崎尚文氏提供）その他の資料も残っているので、運動の経過を辿れるのみならず、そこには、公式記録の上には現れないような本校の諸問題が浮き彫りにされているように思われる。

生徒の風紀取締りの強化については既にたびたび触れてきたが、大正五年一月八日に至り、講堂で恒例の始業式が行われた際、新任の生徒監兼幹事大村西崖は校長の意を受けて風紀取締りに関する訓

示を行い、次いで禁止項目を記した掲示を出した。これに対して生徒の中には強く反発するものがあり、掲示が引き剥がされるなどのことがあって、不穏な空気が生じた。これについて新聞は次のように報じている。

● 美術学校の断髮令

▽當局と生徒の葛藤

美術學生と云へば誰でもすぐ思浮ぶ圖は、かの房々とした黒髪的美と、大柄な縞物の外套を風に打たせて、寫生箱を無雑作にブラ下たいかにも

△自由な姿とで。寔にこの特異な姿こそ彼等の美に捧げた尊い生活の表徴とも云ふ可きものであつた、ところが本月八日の上野美術學校の始業式に正木校長は生徒監大村西崖氏をして次の如き嚴かなる訓示を爲さしめた

- 一、長髮にて登校するを許さず
 - 二、和服にて登校するを許さず
 - 三、縞物の外套を着て登校するを許さず
- 即ち美術學生はこれまでのすべての風姿を變へて、例えば彼の高師の生徒の如くして登校せねばならぬことゝなつたのである、正木校長並に大村西崖氏而してその背後なる東臺美術會の人々は之を以て官立學校の面目の爲めと辯じてゐるけれども、由來自由を尊重し個性の獨立に敏感なる美術學生はこの個人の趣味まで限定せんとする訓示に

△黙従することが出来ない 加之に平生の正木校長の官僚主義劃一主義に對する不滿もあるので、此度の物々しき断髮令が導火線

となつて、同校生徒はまさに正木校長並に大村西崖氏の個人としての操作をまで抽立して逆捻^{さかむね}を喰はさんものと大に氣勢を高めてゐるとの事である

(大正五年一月二十四日『読売新聞』)

●新規則に不満

▽美術学校の生徒取締

冬休みが済んで間もない一月十七日東京美術学校の掲示場には新に幹事、理事といふものが教授助教授の中から任命された。其顔觸^{〔生徒〕}は幹事(即ち學生監)大村西崖氏理事結城貞松(日本畫)和田英作(洋畫)白井保次郎(彫刻)島田佳矣(圖案)古宇田實(同)海野美盛(金工)櫻岡三四郎(鑄造)石井吉次郎(漆工)結城林藏(製版科)鎌田彌壽彦(臨時寫真科)白濱徵^{〔区画師範科〕}(圖師)の十一氏で▲理事の仕事は幹事を扶け又幹事の相談を受けて學生の風紀を取締つたり或は各科の庶務に關^{ちか}さるのであるが此掲示が發表されると同時に大村新幹事は學生を講堂に集めて長髪を禁ずるとか外套の色合を一定するとか種々の訓戒を與へた。而して其骨子たるべき規則二十三箇條は「學生は校の内外を問はず苟も

▲異様の容姿をなし本校生徒たるの體面を汚す等の舉動あるべからず」といふのを第一條に置いて堂々二十三箇條が二三日前生徒控室に掲示されるに至つた。大體の要旨は他學校に於ける生徒心得と大同小異で新入學生を訓戒するのなら兎も角今頃態々^{わざわざ}揭示するといふのも妙な譯だが今迄餘り自由に育つて來た美術學生に取つて此規則は實に

▲青天の霹靂とも見るべく従つて一部學生には多少不満の聲のあることは前記新任理事の掲示板が何者かに縦横に抹消されて居るでも判る、更に聞く所に依ると此規則に不平ある學生は某某等二二三の後援によつて校長や新幹事の排斥を企圖し居るさうである

(同年同月二十五日『東京朝日新聞』)

右の一月十七日に掲示された「規則二十三箇條」というのは本校の「生徒心得」二十三箇條(明治四十二年改正。毎年の『東京美術学校一覽』に掲載されている。)と思われ、別に新しい規則でもないが、これを敢て生徒控室に掲示したことが始業式に於ける西崖の細かな訓示と相まって生徒の反感を呼んだのであろう。これらの記事に引き

續いて

「長髪は相成らぬ」一月二十四日『都新聞』

「美術学校長髪問題の紛擾」同月二十五日同紙

「長髪騒ぎ」同日同紙

断髮令について(タイトルなし)同日『大阪朝日新聞』

「美術学校の風紀問題」同月二十六日『東京朝日新聞』

「學生間の紀律」同日『万朝報』

「長髪は肩まで」同日『中央新聞』

「正木美術学校長排斥運動」同日『読売新聞』

「卒業生亦起つ^{〔東台美術会の正木校長反対同盟〕}」同日『都新聞』

「髪とマントと絵具箱の問題」同日『時事新報』

「主任教授辭職の噂」同月二十七日『都新聞』

「長髪は相成らぬ」同月二十六日『山陽新報』

断髮令について(タイトルなし) 同日『大阪朝日新聞』(天声人語「欄」)

「東京美術学校改革裏面」教授間の暗闘」 同月二十八日『国民新聞』

風紀取締り(タイトルなし) 同日『読売新聞』(「豆えん筆」欄)

「東京美術の学生へ」 同日『都新聞』(同紙に長髪と縞の外装着用の美校生の写真も掲載されている。)

「長髪とマントを止めて了^{しま}」と言はれて憤慨した東京美術学校の生徒」 同日『大阪時事新報』

断髮令に賛成(タイトルなし) 同月二十九日『東京毎日新聞』

その他の記事が現われ、賛否両論、地方紙までこの問題で紙面を賑わせた。これらの中で一月二十六日の『時事新報』には生徒の反撥に対する校長の談話が次のように記されている。

「これは學校として今俄かに起つた問題ではない、言はゞ我々の立場から見て、生徒一同が校則を守るべしといふ趣旨を更^ためて揭示もし、通達もした様な次第である 一體あの髪を長くする風は何の謂^いれか解り兼ねる、あれは西洋で十六世紀頃、佛國邊の藝術家などが盛んにやつた風俗らしいが生徒が、その風を眞似て居るらしい、それを髪を短くしろといつても無理じやあるまい

規則通り制服制帽にする事も、入學當初心得べきことで、第一若い生徒達がキチンとした風をして居ないでズル^{／＼}した外套を着たり、變な鳥打を冠つて居ると學校の生徒と見えなまいふ心から、自然と怪しい所へも遊びに入る、高等學校の生徒などは制帽は必ず冠つて居る様であるが要するにあゝいふ風に學生の風紀

が嚴肅になつて貰いたいものである

次に何故今度更めて揭示したかといふと従來は學生監〔生徒〕といふ者は當校に無かつた、尤も舊臘までは教務主任がその事を司つて居たがそれは屬官であつたから監督する方でも手加減があつたと思ふ、今度は當校の一回卒業生であり、且つ教授である大村氏が舊臘新〔生徒〕に學生監となつたから、そこで更めて揭示したのであるが、生徒も何事もなく當校の規則を守つて長髪の者も短かくして登校して居る、大分騒がしいように世間で取沙汰して居るが、あれは生徒の中で新聞に投書でもしたのではないかと思ふ」

生徒の風紀取締は幹事、理事、生徒監を設置し、教務・庶務内規を整備し、生徒の風紀肅正や職員勤務時間勵行等を実施しようという校規振肅方針の一環として実施されたものであり、これは生徒の反感を買つただけでなく、右のような方針を學校当局が一方的に決定したことに對して教師の中にも反撥する者があり、特に西洋画科を中心に正木校長批判が高まつた。『黒田清輝日記』第四卷(昭和四十二年。中央公論美術出版)の次の記述は校内に不穩な氣配が生じてきたことをもの語る。

一月十七日 月 晴

午前十時登校 十一時ニ至リ校長ヨリ規則改正ニ付説明及訓諭アリ 今回ノ改正ハ學生ノ監督ニ關スルモノナリ……………

一月十九日 水

午前登校 長原 中村二氏ト來ル 廿五日教員會ヲ開催スルコト

ヲ相談セリ 一昨日發表ノ制度ハ餘リニ消極的ナレバ其内何カ惹起スルヤモ圖ラレズ……………

(二) 国民美術協会

反抗運動が起こった際に、火に油を注いだのは大正三年に不本意にも辞職した岩村透であった。彼は自ら主宰する『美術週報』やその他の新聞、雑誌に正木校長批判論や美術学校改革論を執筆して世論を喚起し、国民美術協会を動かして美術学校の現状調査と改革案の提出をさせるという挙に出た。

大正四年二月三日、上野韻松亭で国民美術協会の評議会が開かれ、黒田清輝、岩村透、和田英作、岡田三郎助、新海竹太郎、石井柏亭、永地秀太、北村四海、石川確治、合田清、黒田鵬心らが出席。予定の議事終了後、石井柏亭が

「東京美術学校の現状特に近時の施設は我美術教育上果して適當なるや否や此際調査の必要ありと認む 尙調査の結果に依ては文部省に建議すべき必要あるを以て會頭指命の下に十名の調査委員を擧る事」

という決議案（岩村透、石井柏亭、朝倉文夫、坂井犀水記名）を提出した。一同これに賛成したが、決議の時点で東京美術学校教師である黒田、岡田、和田、合田らは一応退会した。調査委員に選ばれたのは石井柏亭、坂井犀水、岩村透、朝倉文夫、永地秀太、吉川靈華、平福百穂、黒田鵬心で委員長には永地が選ばれた。かくて問題は太

きくなり、連日各紙が経過を報じ、あるいは美術学校の「積弊」を發き、あるいは名士の意見を載せ、或いは揶揄するなどして一般の関心を煽った。その中で二月二十一日の『国民新聞』は改革派の中心人物岩村透の次のような論説を掲げた。

東京美術学校問題の要點 岩村透

東京美術学校に就て、近頃、日々、都下の新聞紙に現るゝ記事は區々まちまちであつて、平素から、此學校に就て注意を拂はぬ、又、美術教育なるものに、直接、關係無い人々には、一向に合點のゆかぬことと推察する所から其真相を知らんとする人々の參考として、茲に其要點を指摘しよう。

煎じ詰めると、此問題は、先づ、校の内部と外部の二つに區分されねばならない。そして、(一)學校内部に關する問題は、(イ)美術學校なるものは、其の教育方法上、普通官立學校の如き紀律に依つて學生を取締るべきものか、或は、特殊の取調を要するか、(ロ)美術學校の教育にあたる教授等は、普通學校教授の如く、絶えず教室に留まるべき必要あるか、或は、無いか、の二つの問題である。此の二つの問題は、孰れも、美術教育方法に關する根本的問題であつて、人事上の問題でもなければ、又、感情上の問題でも無い。東京美術學校は、過去約二十年の間、其の教育方法に於ても、學生の取締に於ても、亦、教授の出勤時間に於ても、他の普通の學校とは、全く異なつたる特殊の精神を土臺として、今日に至つた。然るに、去日、十七日、學校校長は、突然、教育方法に就ての重大なる變更に就ては、一應の協議があつて然るべき筈なる、各科

主任教授を出し抜き、廿年間、一種の慣例的規則となり來つた、自由なる又、特殊なる教育精神を放棄して、普通の官立學校に適當なる束縛的、規則的教育主義を基礎とする、學生風紀取締と、教員勤務の勵行を嚴達した。然るに、學校教師の一部分、殊に、洋畫科に屬する教授、助教授等は、自己の確信する美術學生教育の方法と校長のそれとが、全然、反對であることを發見した。彼等は校長の精神を以て、到底、本當なる美術教育を爲し得ぬ愚劣なるものとして、校長の嚴達を無視し、從來の主義、方法を一切改めず、遂に今日に及むで居る。茲に於て、學校内部に於る第三の問題が生じた。即ち、(a)校長は、一つは、自己の主義斷行上、又一つは、學校監理者として、政府當局者の代表者としての威嚴を保持する爲、是等の明白なる反抗者を處分するか、或は、自己の不明を覺つて、辭退するか、の問題である。此の三つの問題が、學校内部に於ける本幹的問題であつて、他は悉く枝葉の問題である。

この校の内部に起つた問題の發現に刺戟せられて、數年來、有識美術家の間に行はれた、東京美術學校に對する改善の案件計畫が、(一)外部に現はれた。即ち、我等同志の論議し、要求し、努力しつゝある所のものである。外部からの要求は、(a)東京美術學校組織の現狀を以て甚だ不純なる者と認め、直接、美術教育に關係無い教科を整理して、真正無垢なる美術家教育場とする事、(b)現時の組織の一部を、當分の間、此儘に据置くとしても、現在教師中、明かに無能なる者、品性下劣なる者、老朽せし者、冗員として認むべき者を淘汰する事、(c)美術教育に就て理解も興味も薄弱

なる其代りに、情實濃厚にして、教師の任免、信任に於て、兎角、私に流れ、而も甚だ芳ばしからざる風聞を傳へられ、美術學校支配者として、最早、信用なき、不適當なる現任校長を廢する事、(c)邦畫教育の方針を確定すると同時に、自然畫と云ふを正當とする所謂洋畫なるものを確認する事、の此四條件である。

此四條件の實行方法としては我等同志は、我等の屬する國民美術協會を鞭撻して、調査員を擧げしめ、校の現狀を詳細に調査せしめ、我等の關係する『中央美術』『美術週報』を初めとして同情ある諸種の新聞、雜誌を以て校の改善を要する諸點を論議し指摘して、正當なる輿論の喚起に努めつゝあるが、尙、今後は徐々として、我が美術界に於ける有力なる人士の翼賛を仰ぎ、政府要路の人々にして、此方面に關係あり、興味を有する人人の間に奔走して、我等の所信を具陳し、尙、事面倒に至らば、我國に於ては、鐵面皮なる官吏を動かす唯一の方法なる刑事問題をも提起せん覺悟である。我等同志には何等の野心も無く、私情も無く、又怨恨も無い。憚り乍ら、我等同志は今の美術學校に蠢動する或る種の人々とは、二たケタ、三ケタ上位の人間と心得て居る。我等の心事が彼等の想像するが如きものであるか、否やは、仕上げの上に御覽じるが宜しい。

新聞に據ると、文部當局者は、今度の美術學校問題を以て、例の通りの、普通あり振れたる學校騒動と見做して居ると云ふ。大變な誤解である。今度の問題は感情上の問題では無い、純粹なる理智の問題である。其證據は、學校に何等の動搖無く教師も生徒も常日の如く課業に従事しつゝあるので解る。問題は根本的であ

る。鋭利なる齒痛で無くして、深大なる内臓の破損である。書生の問題で無く、全美術界の問題である。當局者が重大なるものと認むるだけそれ丈解決は早まる。併し、認むるも認めぬも、我等は、飽くまでも、重大なる問題とする決心である。

このように、岩村は校内に反抗運動が起こったのを機に、正木校長排斥と学校改革の運動を盛り上げようとした。美術界のみならず政界をも動かして根本的改革の要求を貫徹するという強硬な姿勢を示したのであった。

(三) 東台美術会

大正四年末に本校を卒業して本校教師となっている人々が中心となって卒業生の団体である東台美術会を結成したことは既に述べたが、会長正木直彦が指名した同会理事（十名）中の大村西崖、白井雨山、桜岡三四郎、島田佳矣、白浜徹、和田英作、結城素明らは正木によって東京美術学校幹事、理事にも任命され、それと同時に校規振肅方針が打ち出されたため、彼らに学閥を利用して美術学校および美術界に勢力を拡大しようとする野心があるかのような印象を一般に与えた。また、同会は、学閥や派閥を超えて美術家の団結を図ろうとする国民美術協会の行き方とは異なるものであり、特に両者の主脳部の考えには対立するものがあった。

同会は、大正五年二月十九日に東京美術学校の倶楽部で評議員会を開いた。同年開催の第一回展について協議する予定であったが、不穏な空気が生じ、展覧会は中止と決定、さらに少壮派から今回の学校問題に関して総会を開催する意見が出され、老成派との間で議論

が闘わされた。投票の結果、同会はこの問題に対して静観の態度をとることに決まった。

(四) 卒業生大会

東台美術会の大村西崖ら老成派に提案を退けられた少壮派は同会とは別に卒業生大会を開いて討議することとし、石川確治、飯塚豊、橋本邦助、橋口五葉、小川千蔵、小倉右一郎、大野隆徳、大給近清、大槻式雄、渡辺長男、和田嘉平治、川路柳虹、上林機峰、加藤直泰、田中卓爾、武石弘三郎、中沢弘光、中野宮三、久保提多、山下新太郎、矢崎千代二、藤井浩祐、小寺健吉、小坂留太郎、朝倉文夫、浅井定吉、斎藤五百枝、坂口滝之助、菊池五郎、北村西望、宮川安信、柴田三郎、嶋斉、杉浦非水、杉浦魁その他が発起人となって在京卒業生五三〇名に檄を飛ばした。

大会は三月四日、上野公園韻松亭で開かれ、約九〇名出席。河辺正夫が座長となり、斎藤五百枝、内藤伸、六角紫水らの陳述があった後、朝倉文夫が学校改善に関する決議文を朗読（反対者あり決議に至らなかった）。夜半まで議論を重ねた結果、国民美術協会にも東台美術会にも属さない次の十二名を調査委員に選び散会した。

斎藤五百枝、橋本邦助、内藤伸、小坂留太郎、大槻式雄、加藤直泰、山下新太郎、柴田三郎、小寺健吉、矢崎千代二、近藤浩、松山省三

この大会については東京の各紙が大々的に報じ、改革派の動向を普く伝えた。『東京毎日新聞』（三月五日）のように「所謂美術学校問題の真相」と題する長文の社説を掲げ、改革の必要性を唱えた新聞もあった。かくて三月二十七日と四月一日に調査委員と正木校長

との質疑応答が行われ、不正暴露を旨とする「東京美術学校問題第一回調査報告書」(大正五年七月。矢崎千代、二以下九名編集発行)が配布された。この質疑応答の様子は調査委員が作成した速記録に克明に記されている。しかし、母校の内情暴露のみに留る報告書が顰蹙を買ったためか、調査委員たちが正木校長弾劾に乗り出そうとして開いた第二回卒業生大会(十一月六日)には少数しか集まらず、大会が成立しなかった。

(四) 国民美術協会の改革案

国民美術協会は前述のように調査委員を選出し、三月七日に評議委員会を開いて第一回調査報告をなし、それに基づいて直ちに美術学校改革案の作成にとりかかった。もちろん、その中心となったのは岩村透であるが、岩村は国民美術協会を利用して私憤をほらそうとしているという噂が流れたため同会を退会した。なお、岩村の『美術週報』は東京美術学校問題に関し、しばしば出版条例に悖戻した言論を掲載した廉により、三月十日、当局の厳達により保証金二〇〇〇円を収めて爾後、新聞条令に従って発行することとなり、その準備のため暫く休刊となった(三月十一日『時事新報』)。

四月十四日、石井柏亭、朝倉文夫、坂井犀水は高田早苗文部大臣に左記のような美術学校改革案を提出するとともにその内容を一般に発表した。

東京美術学校改革案

一、美術ニ關スル學校教育ハ他ノ専門學校教育トハ特異ナル性質

ヲ有シ最モ生徒ノ個性ヲ尊重シテ其天稟ヲ發揮セシムベキモノナレバ十分ナル理解ヲ以テ之ニ適シタル根本方針ヲ確立スルコト

二、純美術ノ學校ト美術工藝ノ學校トヲ截然區別シ夫々適當ノ方針ノ下ニ教育スルコト

理由 純美術ノ學校ハ純粹ナル美術家ヲ養成スルモノタル可ク、美術工藝ノ學校ハ美術工藝家ヲ養成スルモノタル可ク、此兩者ハ性質ヲ異ニスルヲ以テ其教育ノ方針モ亦之ヲ異ニスルヲ要ス 乃チ同一校内ニ於テ教育スルヨリモ各々特別ナル組織ノ下ニ教育スルヲ至當トス

三、純美術學校學制ノ綱領ハ左ノ如キモノナル可シ

A、教育ノ方針ヲ指導者本位トシ、其個人的薰化ニ重キヲ置クコト、即チ各科ニ數個ノ教室ヲ置キ各教室ニ一人ヅツノ主任教授ヲ配シ生徒ヲシテ其欲スル所ノ教室ヲ選バシメ學年ニ拘ラズ修學ヲ續ケシムルモノトス

B、指導者ハ廣ク美術界ヨリ技能人格勝レタル適任者ヲ舉グルコト

C、學科ヲ分チテ繪畫及彫塑トス(建築ハ之ヲ闕ク)

D、洋畫、日本畫ノ別ヲ廢シテ單ナル繪畫科トシ、彫塑科ト共ニ世界ノ進運ニ後レザル教育法ヲ施スコト。但シ四條 狩野、土佐、漢畫等ノ古典的諸畫派及日本式木彫等ハ保存ノ意味ニ於テ別科トシテ之ヲ設クルコト

E、校長ハ美術上ノ造詣深キ人ニシテ教育家ノ資格ヲ兼スルヲ要トス。

F、校長ハ重要ナル施設方針ニ關シテハ各科教授ノ意見ヲ尊重

スベキモノトス

四、美術工藝學校學制ノ綱領ハ左ノ如キモノナル可シ

A、裝飾美術 (Decorative Art) ノ根本義ヲ教ヘ各種工藝ノ技術ヲ實修セシムルモノトス

B、學科ヲ分チテ圖案ト實技トシ、圖案ヲ平面、立體ノ二部ニ分チ、實技ヲ分チテ金工、漆工、陶工、繡織、鑄造等トス

C、校長及指導者ノ選任ニ關シテハ純美術學校ノソレト異ナル所ナシ

今東京美術學校ノ現狀ヲ將テ之ヲ前掲ノ改革案ニ照ラス時ハ幾多ノ缺陷ヲ露出ス可シ、吾人ハ左ニ其要點ヲ掲ゲン

一、現在ノ東京美術學校ニハ確タル教育上ノ根本方針ナシ

二、其學科ニ就キテハ純美術ノ諸科ト美術工藝ノ諸科ト交錯スルノミナラズ、近ク圖畫、教員養成ヲ目的トスル圖畫師範科ヲ増設シ、又科學的藝術家ノ養成ヲ目的トスル寫真科及製版科ヲ増設シ

テ著シク美術學校本來ノ性質ヲ涵濁セシメ且ツ其教育方針ヲ紛亂セシメタリ

三、繪畫、彫塑等純美術ノ教育ハ指導本位ナラズ、學年ニ從ツテ教員ヲ異ニスルヲ以テ其教ヘヲ受クル生徒ヲシテ疑惑ニ陥ラシメ教育ノ效果ヲ完ウスルコトヲ得ズ

四、現在ノ教職員ハ其學校ノ出身者ニ偏シテ廣ク美術界ヨリ適材ノ擧ゲラルルモノ少シ 且ツ老朽美術家及無能者等情實のニ庇護セラルルガ故ニ學校ハ冗員ヲ以テ溢レツ、アリ 教授ノ不適任者多キハ彫塑科ヲ最甚シトス、諸學科ノ講義ノ如キモ教師其人ヲ得ザルモノ多シ

五、現校長ハ美術教育家トシテノ識見ト誠意トニ乏シク又美術上

ノ造詣淺キニモ拘ラズ美術家タル各科教授ノ意見ヲ尊重スルコトナク、又教授會ノ協議ニ基キテ諸般ノ施設ヲナスノ擧ニ出デズ爲メニ美術教育上ノ施設ヲ誤リ幾多ノ弊害ヲ醸スニ至レリ

六、東京美術學校内ノ美術工藝諸科ニハ裝飾美術ノ根本義ノ教ヘラルルモノナシ 從ツテ其出身者ハ理想高キ藝術家トモナラズ又有用ナル工人トモナルコトヲ得ズ

七、圖案科ハ工藝圖案、建築裝飾ノ二部ニ分タルモノ兩者ハ何レモ曖昧ナル立場ニアリ、圖案ノ應用セラル可キ各種工藝ノ實技トノ聯關乏シキヲ以テ (僅カニ工藝製作法ノ講義アルモ) 工藝圖案部ハ實際ニ適應セザル机上圖案家ヲ養成スルニ過ギズ、而シテ建築裝飾部ハ勿論建築家ニ非ズ、又畫術造型ノ技ニ長ケタル實際的

裝飾美術家ニモ非ザル一種畸形ノ卒業者ヲ產出スルノミ

八、生徒ノ實驗ヲ主要ノ目的トスベキ公私ノ依囑製作ハ本來ノ趣旨ヲ失シテ生徒見學ノ便乏シク、動モスレバ單ニ製作請負ニ類シタル形式ニ陥リ依囑ノ認諾、金錢ノ授受等ニ關シ公私ヲ混淆セル形跡アリテ弊害茲ニ發スルモノ鮮カラズ

九、參考品ノ購入ニ關シテハ眞偽ヲ鑑査シ、價格ヲ評定シ、參考品トシテノ適否緩急ヲ審議スベキ機關ヲ設ケズ常ニ私議ヲ以テシ特ニ教育上比較の必要ナラザル骨董品ノ購入夥多ナルガ爲ニ内外ノ物議ヲ招クニ至レリ

國民美術協會

『美術週報』第百六号。大正五年四月十六日

これに対して文相が次のように述べたと『時事新報』（五月二十五日）が伝えている。

△高田文相は語る「國民美術の改革案も亦世評をも注意して見てゐるが要するに是等の議論は、一、純正美術と工藝美術とに關する同校の組織を全然別箇の物に區別すること、一、教職員の淘汰、この二つの意見に歸着する様である、文部省に於ても夙くに該問題に關しては調査の歩を進めてゐたので、その結果、世間に傳はる如き校長及教職員等に係る不正事項の潜んでゐないことが明瞭になつた 従つて斯る意味から現在の教職員に對し淘汰を行ふの

△必要なきは勿論である 左様ではなく、實際にその任に堪ふる能力のないものがあれば、それは自ら淘汰されるであらう、乍併ながとこれら人事に關して俄に明言することは避けたいと思ふ、第一の純正美術と工藝美術とを區劃するは余も至極賛成で、文部省内でも大分その

△有益なるを認めてゐる向が多い、正式にはないが正木校長もそれには同意見であることを何日か漏らしてゐた、遠からずその方針に向つて改革されるであらうが、經費の問題もありして、必要は認めつゝも急に實行はされ相もない、然しもつと詳しい具體的な當省の改革案は孰れ他日發表する機があらうと思ふ」

(丙) 学校当局の対応

卒業生有志や國民美術協会、岩村透らの批判に對し、正木校長は

主任會議を新設して問題を検討することとした。前掲『黒田清輝日記』にはその模様が次のように記されている。

四月六日 木 晴（鎌倉）

一昨夜正木校長ト談合ノ結果彌主任會議新設ノ事トナリ午前十時登校 萬端好都合ニ運ビ午後一時過退出ス……………

四月十四日 金 午前晴 午後曇 夕刻ヨリ雨（鎌倉）

午前九時十七分發登校 先ヅ小出氏ヲ引見ス 夫レヨリ二三ノ事項ニ付校長ト談合シ後チ教員室ニ入り研究科ヲ觀食堂ニテ午食ヲ取り午後一時半主任會議ニ出席ス 四時會議終リ退出……………

……………國民美術協會學校改革案〔欄外〕

四月二十一日 金 曇 夜雨（鎌倉）

主任會議ノ爲メ午前九時五十六分發出京 新橋ヨリ電車ニテ上野ニ到リ精養軒ニテ午食ヲ取り一時登校 先ヅ校長ニ面談シ提出スベキ要件ヲ述後チ會議ニ列ル 即チ改革案ニ付意見ヲ交換シ五時過退出ス……………

……………美術週報掲載改革案審議〔欄外〕

五月五日 金 晴（鎌倉）

……………午後一時過食堂ニ入りテ急ギ一皿ヲ食シ主任會議ニ出席ス 大村〔西崖〕君辭意ヲ述 校長ヨリ總則ニ付注意ヲ與ヘラル 四時中座ス 又大村君ヨリ一ノ新事實ヲ傳聞セリ……………

五月十二日 金 晴(鎌倉)

午前例刻登校 授業ス 十二時過小出氏ヲ引見シ又玉田〔文作〕氏弔慰金ノ件外一二ノ用向ヲ和田氏等ト談合シ午後一時半主任會議ニ出席ス 圖按家鹿島〔英二〕 保田〔^安祿造〕二氏ノ工業圖案科新設ノ説明アリ 右兩氏退出後島田〔佳矣〕氏ノ大反對論ヲ聽キ四時半ニ至ル…………

六月二日 金

午前登校 授業 零時三十分ヨリ大村氏ト精養軒へ赴キ午食ヲ取ル 午後二時歸校 主任會議ヲ提出 可決セリ

六月十六日 金 曇 風

…………主任會議終リテ校長二十三日〔高田文相に美術学校問題に關する先般來の計画等を具陳したこと〕ノ様子ヲ語リ…………

七月十日 月 午前小雨 午後四時頃驟雨遠雷

午前九時ヨリ登校ス 改正規則ノ草案印刷成リ主任會議開カレテ討議ス 其結果尙ホ修正ヲ加ヘテ協議スルコト、ナレリ 午後一時退出ス

この主任會議については外に資料が無く、詳細不明であるが、右の記述によつて国民美術協会の東京美術学校改革案が討議されたこと、大村西崖の辞意表明や工業圖案科新設案に対する島田佳矣の大反對論などの波乱があつたこと、改正規則の草案が印刷されたこと

がはっきりとわかる。

この主任會議とは別に月例の教官會議が従來からあつて、「^至自明治四十四年一月教官會議關係書類」にその記録が残されており、これによつて、^年教官會議に於ても種々の問題と併せて規則改正問題がとり上げられていたことがわかるが、記事は詳細を欠く。七月十五日の教官會議についてはやはり『黒田清輝日記』に

七月十五日 土 晴

午前八時登校 九時頃ヨリ午後一時頃迄^官教員會議開カル 學科教員ノ議論ハ至極尤ニ聽ク人多クドウヤラ又々大改革ノ精神ヲ失ハントスルニ似タリ 反對ノ諸氏ト精養軒ニテ午食ヲ取リ…………

七月十六日 日 晴

昨日ノ會議ハ全ク改革ノ主旨ヲ没却スルモノニテ裏面ノ苦心ヲ水泡ニ歸セシメントスルノ傾向ヲ示スニ至ル 是亦止ヲ得ザルコト、ハ思ヘドモ遺憾ノ至也…………

七月十七日 月 晴

今年前ハ美術學校ニテ改正規則ニ付專ラ學科教員ノ意見ヲ徵スルコト、ナリ居タリ 臨時登校セル和田〔英作〕君ヨリ大體ノ模様ヲ傳聞ス 果セル哉肝要ノ箇條ニ修正ヲ加ヘテ骨抜規則ヲ作ラントス 惜ム可シ…………

と記されており、抜本的改革を企図する黒田らの計画も骨抜きにされて行った様子が窺われる。『黒田清輝日記』を読むと、黒田は国民美術協会はもとより卒業生有志たちとも接触し、正木や大村、あ

るいは福原文部次官や高田文相とも協議したりしており、岩村透ほど過激ではないにしても改革問題に積極的姿勢で臨んでいたと考えられる。

黒田はかつて美術学校改革に関する意見書を提出したことがある。それは本書38〜47頁に掲げた二篇である。それらと今回の国民美術協会の改革案および岩村透の論説とを比べてみると、次の点で共通し、両者の主張が基本的には同一であったことがわかる。

一、純粹美術と美術工芸を明確に区分し、別々の学校で別々の方針のもとに教育を行なう（東京美術学校から工芸部門を排斥する）。

二、美術学校には絵画科と彫刻（塑）科のみを置き、美術家養成を唯一の目的として教育を行なう（教員養成課程等を排除する）。

三、画一主義をとらず、各科ごとの、または各主任教師ごとの教育法を尊重する。

(七) 会計検査と校長譴責

大正五年五月末から六月にかけて本校の会計検査が行われた。上記のように岩村透らは「刑事問題をも提起せん覚悟」で計理上の問題を暴露し、諸紙もこれに迎合して世の関心を煽っていたさなかに行われただけに注目を集めた。六月十六日の『万朝報』は検査官杉英三郎の談話を次のように伝えている。

▲杉氏は曰く 検査は先月二十二日から本月十四日迄連日續行し

た 同校の會計検査ハ五年に一度位だったが今度ハ少し早くやつた 併し世間の疑問を解く必要からも同校の爲めに早い方が可いと思ふ、四日以前に通知して急に行ひ、例なら五日内外で終るのだが今度ハ非常に詳細に調べたので廿日以上となつた、併し普通學校と異り俸給月謝の外に種々な製作用品を莫大に買入れ又ハ委嘱製作もあり、餘程複雑だから、まだ検査も

△纏まらぬ位で結果ハお話する事が出来ぬ 勿論我々の目で見れど不行届、或ハ注意すべき缺點もあり、同校の會計が完全であるトハ云へぬが内容に不正なるや否ハ語り得ぬ、我々ハ刑事問題にハ無關係である、夫れハ警視廳の仕事である、只我々ハ會計上に法規に據らぬ點を認めれば今度の議會へ提出する譯である、内容も今月末にハ判然するであらうが問題が起るとすれば夫れからの事である、云々

この會計検査の結果、會計法規違反等により十一月四日付で正木校長に譴責、會計課長高田松男に罰俸の処分が下された。これも各紙が大々的にとり上げているが、その中の一つ、十一月八日付『時事新報』は次のように報じている。

正木美術學校長

○譴責せらる

會計の法規違反と整理不穩當の爲め

正木東京美術學校長は去る四日附を以て左の如く譴責せられたり

東京美術學校長 正木 直彦

本年六月検査官其校會計實地検査に方り會計に關する法規違犯若くは不穩當の整理と認められたる事からざりしは平素監督不行届の致す所にして職務を怠りたるものと仍て文官懲戒令に依り譴責す

之れは去る八月、正木校長が會計帳簿整理中四百四十圓の不足金を發見し同校會計主任高田松男が私金を以て之を彌縫したる事實によるものなりと

▽昔からの習慣―踏襲が惡かつた―（正木校長談）

右に就き正木校長は曰く「それは全く私の不行届で、學校の會計帳簿には、學校の金と校友會及私自身の金等公私混合してつてあるので、斯る疎漏を來たしたのだ、高田會計主任は減俸三ヶ月に處せられ一昨日依願免官となつた、同時に私も譴責の辭令を受取つた、私の今回の譴責された主な原因は美術學校は外の學校と違つて、特殊の學校經濟で、他から製作を依頼された場合に、會計法規に據ると、それが出來上るまでの費用は

▽政府から支出しないことになつて居る、さうすると製作に要する費用は一時支出の途がないことになるので、製作者並に職人達は眞に氣の毒であるから學校では便宜上、適宜に其費用を支辨して置き、出來上つた後初めて政府から全部の經費を受取ることにして居た、是は岡倉覺三氏が校長時代からの習慣である、又四百四十圓の不足を埋めたことも斯る方法は岡倉氏時代から慣習であつて、今日迄行つて來た、又其間幾度か會計検査院の検査を受けたが何んのこともなかつた、然るに今回は規則が變つた譯でもないので突然譴責されたのである、多分検査が嚴格になつた爲めで

あらうと思ふ、之に鑑みて委嘱製作も今後は萬已むを得ざる場合を除くの外は餘り應じない方針をとる積りである」

△「美術學校問題も之で一段落です」

―學生^{生徒}監大村西崖氏は曰く―

◇大村西崖氏は曰く「學校の教^二字^一は官吏であるから其の謝禮は助手の名義で受領し之を收入に組入れることにしている、検査院はこゝから眼をつけ始めたのであらうが製作者の便宜を計つて校長の所爲が偶々法規に觸れ校長の貴い履歴に一の汚點を残したことは實にお氣の毒に堪えぬ、併し世の所謂美術學校問題はこれ一段落ですよ」更に卒業生大會にては之を以て實行方法に移る機會とし調査委員會並に發起人大會か既記の如く九日夜上野韻松亭に催す由なり

(八) 東台美術會の波乱

校長譴責処分が下された後、十一月二十五日には俱樂部で東台美術會の總會が開かれ、二月の評議會で老成派に圧倒されて改革問題を静観せざるを得なくなつていた少壯派が攻勢に出て同會の依嘱製作事業廃止、役員改選の決議に至らしめた。翌日の『東京日々新聞』はこれを次のように報じている。

○火花を散らした東臺美術會

▽大論戰の末依嘱製作を廢止し

▽遂に陰謀組の役員を排斥す

正木美術學校長を會長とし大村西崖、白井雨山諸氏を役員とせる

東臺美術會大會は昨日午後一時より東京美術學校俱樂部内にて開催正木校長缺席、大村氏代理、和田英作、朝倉文夫氏等其他

▼百二十餘名參會せり 白井理事の庶務報告、島田〔佳矣〕理事の會計報告を終つて規則改正の件に入るや劈頭同會の依囑製作に就て議起り金工、漆工の工業美術側は依囑製作の繼續を主張し繪畫、彫刻の純美術側は廢止を主張し激論沸騰の結果彫刻の小倉右一郎氏は起つて

▼依囑製作に於ける醜事實及其弊害を論じたる結果終に今後同依囑製作は全廢に決し猶卒業生大會にて問題となりし所謂陰謀組の大村、白井等の役員を全部改選することとなり午後五時閉會せるが近頃になき議論沸騰の終始を見たり 改選方法に就ては不日在京の會員に

▼投票用紙を配り選舉を行ふべく改選の上は比際規則改正し情弊を一掃すべしと硬派側は敦圍居れり 尙國民美術協會の規則改正は一つ橋の學士會にて午後四時頃より舉行し來會者四百名に及び

(九) 改革運動の結末

校内に於ける生徒の反抗運動は逸早く収まり、平常の授業が行われていた反面、校外では以上述べたように改革運動が大きく盛り上がり、世間が注目する中で会計検査が行われて、その結果、正木校長譴責、高田會計主任減俸の処分が下された。高田は明治二十七年から本校の事務員をつとめていた人で、同三十七年に會計主任となつたが、本校の會計事務が煩瑣を極めたため神経を病み、さらに

大正三年以降は開校滿二十五年記念事業や御大典関係の依囑製作事業が重なり、今回またわずかな法規違反によつて減俸処分を受けるなどして病が悪化し、処分の当日本校を辭職した。

こうした処分があつた後、卒業生有志の中には一部議員と通じて問題を議會にまで持ち込もうとする者もあつたようだが、そこまでは至らず、言論界も急速に沈静化して行つた。沈静化の最も大きな原因と考えられるのは、改革派の急先鋒岩村透の病が悪化したことである。岩村は運動の成果も十分得られないまま、翌大正六年八月十七日に死去してしまつた。岩村の、人身攻撃をも辞さぬ過激な美術学校批判や美術界、ジャーナリズムへの煽動は、時には響感を買つたこともあつたが、このように身を挺して真向から本校に改革を迫つた人は外に無いと言つてよく、その改革案の是非は兎も角として美術教育に対して示した熱意は評価すべきであらう。

なお、本校に於ては前出『黒田清輝日記』に明らかかなように、主任會議で改革問題が検討され、教官會議も開かれ、各科、各部門からの改革案提出があり、協議が続けられたが、その中で黒田の言う「大改革の精神」が次第に失われ、結局、各科、各部門で検討を重ねた上で実施できるものから改革を実施してゆくことに歸着した。そして、人事刷新、教育制度改革等が徐々に進められ、それらを土台として大正十二年に至つて「東京美術學校規則」の大幅な改正が行われることになる。

④ 平田松堂採用

大正五年五月二日、平田松堂が図画師範科日本画授業囑託として